予防技術検定模擬テスト

─ 解 説 付 ─ NO.99

[共通] 問1 第4類の危険物(引火性液体)に関する次の文を 読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一 気圧において、発火点が100度以下のもの又は引火点が零下 10度以下で沸点が40度以下のものをいう。
- (2) 第1石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が21度未満のものをいう。
- (3) アルコール類とは、1分子を構成する炭素の原子の数が1個から4個までの飽和一価アルコール(変性アルコールを含む。)をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- (4) 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、1気圧において引火点が200度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
- [消防用設備等] 問1 消防法施行令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分として、主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分が該当するが、平成28年4月1日以降、前述の規定が適用されない用途として誤っているものを1つ選べ。
- (1) 消防法施行令別表第 1 (2)項ニに掲げる防火対象物 (カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室 (これに類する施設を含む。) において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの)
- (2) 消防法施行令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物(旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの)
- (3) 消防法施行令別表第1(6)項イ(4)に掲げる防火対象物(患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所)
- (4) 消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物(老人短期入所施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)等)

[消防用設備等] 問2 移動式の粉末消火設備の貯蔵容器等に 貯蔵する消火剤の量及び放射量に関する次の文を読み、消防 法令上誤っているものを1つ選べ。

(1) 第1種粉末にあっては1のノズルにつき50kg以上の消火

- 剤を貯蔵するとともに、1のノズルにつき45kg以上の消火 剤を放射できるものとすること。
- (2) 第2種粉末にあっては1のノズルにつき30kg以上の消火 剤を貯蔵するとともに、1のノズルにつき27kg以上の消火 剤を放射できるものとすること。
- (3) 第3種粉末にあっては1のノズルにつき25kg以上の消火 剤を貯蔵するとともに、1のノズルにつき23kg以上の消火 剤を放射できるものとすること。
- (4) 第4種粉末にあっては1のノズルにつき20kg以上の消火 剤を貯蔵するとともに、1のノズルにつき18kg以上の消火 剤を放射できるものとすること。

[防火査察] 問 1 消防法第4条に関する次の記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 資料提出命令等の発動要件である「火災のために必要があるとき」とは、個別的、具体的な火災危険性の存在を要求するものではなく、一般的、抽象的な火災危険性の存在で足りるとするものである。
- (2) 報告徴収と資料提出命令との関係は、前者があくまで報告するために文書を作成し、これを提出するものであるのに対し、後者は何らかの理由によりすでに作成され、又は作成される予定である文書等を提出するものである点が異なる。
- (3) 個人の住居への立入検査の要件である「特に緊急の必要がある場合」とは、事態が差し迫って即刻臨機の措置をとるべき必要のある場合のことをいうものである。
- (4) 立入検査については、原則として、日出から日没まで又は 営業時間内等に行う必要がある。

[防火査察] 問2 消防法第5条の防火対象物の火災予防措置 命令の要件に関する次の記述のうち、誤っているものは次の うちどれか。

- (1) 「火災の予防上必要があると認める場合」は、法第4条のように、個別的、具体的な火災危険性の存在を要求するものではなく、一般的、抽象的な火災危険性の存在で足りるものである。
- (2) 「火災の予防に危険であると認める場合」は、火災の発生 危険がある場合や何らかの原因により火災が発生したときに 延焼・拡大危険がある場合である。
- (3) 「消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合」 は、消火、避難等の消防活動に支障になる場合一般をいい、 必ずしも公設消防の活動に支障になる場合に限らないもので ある。
- (4) 「火災が発生したならば人命に危険であると認める場合」

問3 答(3)

解説 むやみに注水することなく、中性帯を活用して内 部の状況確認を急ぐ。

[救急]

問1 答(4)

解説 救命入門コースは、胸骨圧迫のみの心肺蘇生と AEDの使用を目的とした45分コースが新設された。

問2 答 (2)

解説 (1) 現に教員職にある者に対する応急手当普及員 講習である。

- (2) 正しい。
- (3) 訓練用資機材を充実させること。
- (4) 訓練用資機材を充実させること。
- (5) 上級救命講習の指導内容に反映したこと。

問3 答(3)

解説 残りは、へき地医療である。

予防技術検定模擬テスト =

〔共通〕

問1 答(2)

解説 (1) 消防法別表第1備考11参照。引火点は零下10 度以下ではなく、零下20度以下が正しい。

- (2) 消防法別表第1備考12参照。
- (3) 消防法別表第1備考13参照。1分子を構成する炭素の原子の数が1個から4個までの飽和一価アルコールではなく、1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和一価アルコールが正しい。
- (4) 消防法別表第1備考17参照。引火点は200度 未満ではなく、正しくは250未満が正しい。

〔消防用設備等〕

問1 答(3)

解説 従前は「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付 消防予第41号・消防安第41号)に基づき運用されていたが、近年の火災を踏まえ、火災危険性の高い防火対象物については延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務付けられる等の改正が行われたことを受け、「『令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて』の一部改正について」(平成27年2月27日付 消防予第81号)により、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置義務がある防火対象物は設問の規定は適用され

ないこととなった。

問2 答(3)

解説 消防法施行規則第21条第3項第4号及び同条第5項第2号。駐車場や道路の用に供される部分には第3種粉末が用いられるので、少なくとも第3種粉末の消火剤の貯蔵量(30kg以上)及び放射量(27kg以上)の基準は覚えておいてほしい。

〔防火査察〕

問1 答(4)

解説 (1) 消防法解説等から正しい。

- (2) 消防法解説等から正しい。
- (3) 消防法解説等から正しい。
- (4) 平成14年の法改正により立入検査を行う場合 の時間制限は撤廃されたので、誤り。

問2 答 (1)

解説 (1) 一般的、抽象的な火災危険性の存在では足り ず、個別的、具体的な火災危険性の存在する必 要があるので、誤り。

- (2) 消防法解説等から正しい。
- (3) 消防法解説等から正しい。
- (4) 消防法解説等から正しい。

〔危険物〕

問1 答(3)

解説 水素化ナトリウム (第3類 金属の水素化物)、 アジ化ナトリウム (第5類 金属のアジ化物)、 亜硝酸 生トリウム (第1類 亜硝酸塩類)である。

〔参照条文〕

消防法别表第1

危険物の規制に関する政令第1条第1項第4号、第3 項第1号

問2 答 (4)

解説 第2類の危険物(金属粉)は、水との接触を避けることが必要であることから、泡の適用は不可である。

[参照条文]

危険物の規制に関する政令別表第5